

下郷駐在所通信

令和8年5月号
栃木県那珂川警察署
TEL0287-92-0110
下郷駐在所
TEL0287-93-0460

自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和7年中の自転車に関係する事故は、人身事故の約3割を占めています。

そのうち自転車の7割以上に何らかの法令違反があるため、自転車対策が重要な課題となっています。

自転車に関係する事故の当事者1079人のうち、高齢者が328人（30.4%）と最も多く、次いで高校生が235人（21.8%）であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの単独が442件（41.6%）と最も多く、次いで出会い頭が316件（29.7%）、右左折時事故が213件（20.1%）となっています。

栃木県内の自転車事故の状況（令和7年中）

発生件数	1063件（前年比 -3）
死者数	8人（前年比 +1）
負傷者数 （うち重傷者数）	1044人（前年比 -8） （131人）（前年比 -35）

自転車の交通違反にも交通反則通告制度（青切符）導入

4月1日から自転車の交通違反にも自動車と同じ交通反則通告制度（反則金制度）が適用となり、規定の違反行為（反則行為）に対し交通反則切符（青切符）による取締りが始まっています。

取り締まり対象は、「携帯電話使用等」や「自転車制動装置不良」などの重大事故につながるおそれが高い違反や、他車に急ブレーキをかけさせるなど交通事故に直結する危険な行為、2つ以上の違反を同時に行う行為、警察官の指導警告に従わず違反行為を続けるなどの悪質・危険な行為が対象です。（主な違反については裏面に記載）

よくある質問！！「自転車の歩道通行ルールについて」

自転車は原則車道の左端を通行しなければなりません、以下の場合には歩道を通行することが出来ます。

また歩道を通行する際には右側でも左側でも通行可能ですが、歩道の中央から車道寄りを、すぐに止まれる速度で進行（徐行）し、歩行者がいれば優先させなければなりません！

- ① 「歩道通行可」を示す標識や道路標示がある場合
- ② 13歳未満の子どもや70歳以上の人、体の不自由な人の場合
- ③ 車道で工事をしている、車道の幅が狭く車が多いなど車道通行が危険な場合



道通行可」の標識(左)・道路標示(右)

令和8年中の下郷駐在所事件事故発生件数
(4月30日現在の手集計)

刑法犯 2件
重傷事故 0件

※ 重傷・・・1か月以上の治療を要する負傷

していませんか？ 自転車の危険な乗り方

こんな行為は青切符、反則金の対象です！（主な反則行為）

ながらスマホ【スマホなどを手に持って、通話したり画面を見続けたりした場合】

反則金 12,000 円

■ 罰則…6月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

片手運転になり、
周りに注意も向かない！

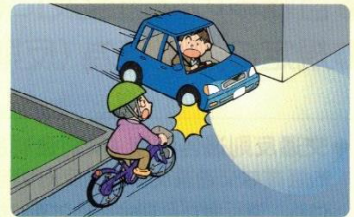


無灯火

反則金 5,000 円

■ 罰則…5万円以下の罰金、過失同じ

車のドライバーや
歩行者から
見えにくい！



※車輪のスポークにも
反射材を取り付けましょう。

ブレーキがない自転車・ ブレーキが効かない自転車の運転

反則金 5,000 円

■ 罰則…5万円以下の罰金、過失同じ

傘差し運転

反則金 5,000 円

■ 罰則…5万円以下の罰金

運転中の視界を妨げ、
走行も不安定になる！



運転中の ヘッドホン・イヤホンの使用

反則金 5,000 円

■ 罰則…5万円以下の罰金

安全運転に必要な周りの
音や声が聞こえない！



並進

反則金 3,000 円

■ 罰則…2万円以下の罰金
または料料

他車（者）の通行の妨げになる！



二人乗り

反則金 3,000 円

■ 罰則…2万円以下の罰金または料料

ブレーキの効きが悪くなり、
バランスも崩しやすくなる！

※16歳以上の人が幼児用座席に小学校入学前の子ども一人を乗せる
場合などは「二人乗り」にはなりません。



特に悪質・危険な違反行為は、即、赤切符（刑事手続き）の対象です！

酒酔い運転

■ 罰則…5年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金

自転車も
飲酒運転は厳罰！



酒気帯び運転

■ 罰則…3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

救護義務違反（ひき逃げ）

■ 交通事故があったときは、直ちに運転を停止し、負傷者を救護し、
道路における危険を防止する措置を講じなければなりません。

■ 罰則…1年以下の拘禁刑または10万円以下の罰金

妨害運転（あおり運転）

■ 罰則…3年以下の拘禁刑または
50万円以下の罰金

※「妨害運転」をして、事故を起こすなど
「著しい交通の危険を生じさせた」場合
の罰則は、「5年以下の拘禁刑または
100万円以下の罰金」。



ながらスマホ（交通の危険）

■ 運転中のスマホなどの使用により、事故を起
こしたり歩行者の通行を妨げたりするなど、
交通の危険を生じさせた場合。

■ 罰則…1年以下の拘禁刑または
30万円以下の罰金

